

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第10号

## 第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和4年6月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇高等学校及び〇〇高等学校について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて令和4年4月1日から令和4年5月31日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7第1項の規定に基づいて、〇〇保健所に令和4年6月10日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和4年6月30日、実施機関は、本件請求に対して「生徒について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項に基づく書類を作成していなかったため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年9月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

令和4年12月22日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

対象文書の特定が不十分であることから、行政処分を取り消し、公文書を特定し、当該文書を公開するとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

結核とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」であり、法第53条の2第1項において、「労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者、学校の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は（中略）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核にかかる定期の健康診断を行わなければならない」とされている。

2つの高等学校は、「学校」であり、学校長には、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「政令」という。）第12条第1項で、法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、（中略）において業務に従事する者 毎年度
- 2 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

と列挙されている。つまり、高等学校の職員及びいわゆる1年生の生徒に対して、法の規定に基づく健康診断を学校長が実施しなければならない。

法の健康診断を実施した場合、法第53条の7第1項として、健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を所管する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、高等学校の所在地を所管する保健所あてに提出すべき文書である。

とりわけいわゆる1年生の生徒を対象にした感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「省令」という。）第27条の2第1項の「喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査」は、一般的に年度の初期に、各年の4月1日から5月31日までには、実施されているものと予想している。よって、省令第27条の5第1項第1号から第3号までの事項の資料として各月の状況を記録した資料は、法定の提出期限である令和4年6月10日までには、高等学校の所在地を所管する保健所に提出されているはずである。

よって、2件の行政処分の「存在しない理由」の主張は不合理であり、2件の行政処分では対象文書の特定が不十分である。

以上から、2件の行政処分及び「公開請求を拒否することとした理由」の提示は法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、地方自治法（昭

和22年法律第67号)第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であり、到底信じがたい。よって、2件の行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

条例第7条では、公開請求を拒否できる場合の1つとして、同条第2号に「公開請求に係る公文書を保有していないとき」と規定している。

今回の公文書公開請求により指定されている令和4年6月10日までに報告義務がある当該文書について、〇〇高等学校は、これを作成しておらず、報告も行っていなかったため、公開請求を受けた時点において当該文書は存在しておらず、条例第7条第2号に基づき、上記公文書公開請求拒否決定通知書記載のとおり「報告を作成していなかったため」との理由により、公開の拒否を決定したものである。

なお、〇〇高等学校においては、令和4年4月1日から令和4年5月31日までに実施した生徒の健康診断に関する報告は、令和4年7月4日付けで作成し、〇〇保健所へ報告した。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年12月22日	諮問
令和5年6月15日 第2部会(第1回)	審議
同 年7月20日 第2部会(第2回)	審議

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件公文書について

本件請求について、実施機関は、これを省令第27条の5第1項に基づく書類(以下「本件公文書」という。)と特定したが、本件公文書を作成していないとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分

を妥当としていることから、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件公文書の保有の有無について

実施機関は、本件公文書を作成しておらず、報告も行っていなかったため、保有していないと説明する。

これに対し、審査請求人は、実施機関には、本件公文書の提出義務があるから、実施機関が本件公文書を作成していないとするのは、不合理であると主張する。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項の規定により、学校においては毎学年定期的に、児童生徒等の健康診断を行わなければならないとされている。

法第53条の2第1項の規定により、学校の長は、業務に従事する者、当該学校の生徒等に対して、結核健康診断を行わなければならないとされており、また、政令第12条第1項の規定により、学校の業務従事者については毎年度、高等学校の生徒については入学した年度に、結核健康診断を実施することとされている。そして、省令第27条の5第1項の規定により、結核健康診断実施者は、受診者数等を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項の規定に従い、管轄の保健所長を経由して、知事に報告しなければならないとされている。なお、学校保健安全法に基づく健康診断は報告することまで求められていない。

実施機関の説明によると、令和4年4月1日から令和4年5月31日までに実施した生徒の健康診断に関する報告を、令和4年7月4日付けで作成し、〇〇保健所へ報告を行ったとのことである。

以上を踏まえると、本件公文書を作成していなかったという主張自体は不自然とまでは言えず、本件公文書は作成されていないものと認められる。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿 (50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	